

実務対応報告第 26 号の適用期限を延長しない場合の注記事項の取扱い

■ 第 26 号の取扱い

保有目的区分変更年度より後の事業年度において、期末の該当する有価証券残高に関し、以下の注記を継続的に行うこととされている（第 7 項(4)及び(5)、第 11 項(4)及び(5)、第 17 項(3)及び(4)）。

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的 有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有目的区分を変更した有価証券の期末の貸借対照表計上額</li> <li>保有目的区分を変更した有価証券が引き続き売買目的有価証券であったものとしたときの当期の損益及び評価・換算差額等への影響額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有目的区分を変更した有価証券の期末の時価と貸借対照表計上額</li> <li>保有目的区分を変更した有価証券が引き続き売買目的有価証券であったものとしたときの当期の損益及び評価・換算差額等への影響額</li> </ul>
その他有価 証券	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有目的区分を変更した有価証券の期末の時価と貸借対照表計上額</li> <li>保有目的区分を変更した有価証券に関して、期末の純資産の部に計上されているその他有価証券評価差額金の額</li> </ul>

■ 論点

適用期限を延長しない場合、特に上記の継続的な注記を担保する何らかの手当てが必要か。

■ 考え方

注記を存続しないとの考え方と存続するとの考え方の 2 つがあると思われる。

考え方	注記を存続しない	注記を存続する
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 26 号が適用期限到来により会計処理のルールがなくなった場合、注記の規定のみ存続するのは、投資家に内容の変更点を理解してもらえない可能性がある。</li> <li>保有目的区分変更に関する判断の恣意性、利益操作の歯止めの趣旨から、注記を求めた。しかし、実務対応報告第 26 号を延長しない場合には注記を存続する意味もなくなる。</li> <li>適用例が少ないため、必ずしも継続しなくても支障はない。</li> <li>他の基準でも継続的な注記は要求されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断の恣意性、利益操作の歯止めの趣旨から注記を求めたのであれば、実務対応報告第 26 号を延長しない場合でも、継続的な注記は存続すべきである。</li> <li>実際に適用した企業に関して、その後の保有状況などの情報ニーズがある。</li> <li>2010 年 3 月期に行われる保有目的区分の変更は、当該事業年度のみの開示となり、継続注記を求めた趣旨が生かされない。</li> </ul>

以上